

平成27年 6月25日制定

建築士事務所の監督処分基準

1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うものとする。

2 監督処分等の基準

建築士事務所の監督処分等は、別表第1の基準により行うものとする。ただし、過去に監督処

分等（文書による注意にあつては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により監督処分を行うものとする。

3 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）及び管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭することとする。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、違反があつた場合は、告発することとする。

4 公告等

処分等を行った場合は、監督処分を行った年月日、監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号を、島根県報により公告するものとする。

5 施行期日等

この基準は、平成27年 6月25日から施行する。ただし、この処分基準の施行の日前に 島根県建築士審査会の同意を得て処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。

別表第 1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第 26 条第 1 項の各号に該当するとき。	登録の取消し
<p>法第 26 条第 2 項の各号に該当するとき。</p> <p>1 第 1 号に該当するとき。</p> <p>(1) 法第 22 条の 3 の 3 第 1 項から第 3 項に該当するとき</p> <p>(2) 法第 24 条の 2 から第 24 条の 8 に該当するとき</p> <p>2 第 2 号に該当するとき</p> <p>(1) 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号に該当するとき。</p> <p>①法第 8 条第 1 号に該当するとき。</p> <p>②法第 8 条第 2 号に該当するとき。</p> <p>(2) 法第 23 条の 4 第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当するとき。</p> <p>3 第 2 号又は第 3 号に該当するとき。</p> <p>4 第 4 号に該当するとき。</p> <p>5 第 5 号に該当するとき。</p> <p>6 第 6 号から第 8 号に該当するとき。</p> <p>7 第 9 号に該当するとき。</p> <p>(1) 閉鎖命令に違反したとき。</p> <p>(2) 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。</p> <p>8 第 10 号に該当するとき。</p>	<p>→建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分</p> <p>→(1)に準じた処分</p> <p>→建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分</p> <p>→建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分</p> <p>→(1)に準じた処分</p> <p>→文書による注意又は戒告</p> <p>→管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分</p> <p>→所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖</p> <p>→戒告又は閉鎖</p> <p>→登録の取消し</p> <p>→戒告又は閉鎖</p> <p>→文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し</p>

備考

- 2 以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うものとする。
(例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等。)
- 違反の結果が重大であるとき(違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合)は、適宜加重して処分を行うこととする。
- 法第 26 条第 2 項第 10 号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第 2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
<p>1 別表第 1 の基準により文書による注意が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p> <p>2 別表第 1 の基準により戒告が相当であるとき。 (1) 過去に一度処分等を受けているとき。 (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p> <p>3 別表第 1 の基準により閉鎖が相当であるとき。</p> <p>4 別表第 1 の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>→戒告 →閉鎖</p> <p>→3月以内の閉鎖 →3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p> <p>→相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し →登録の取消し</p>